

○大洲市工事請負契約約款 新旧対照表（令和5年4月1日）

新	旧
<p>第1条～第13条 省略</p> <p><u>(建設発生土の搬出先等)</u></p> <p><u>第13条の2 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については、設計図書又は仕様書に定めるところによる。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</u></p> <p>第14条～第47条 省略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第48条</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）、<u>その支店又は</u> 常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等<u>である</u>と認められるとき。</p>	<p>第1条～第13条 省略</p> <p>【新設】</p> <p>第14条～第47条 省略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第48条</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者</u> _____を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)<u>又はその支店若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 _____をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等と _____認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められると</p>

新	旧
<p><u>ロ</u> 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> <u>役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ～ト 省略</p> <p>第49条～第56条 省略</p>	<p><u>キ</u>。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ～ト省略</p> <p>第49条～第63条 省略</p>